

七戸町企業立地促進条例 奨励制度概要

1 制度の概要

対象者	備考
<p>町内に工場等を新設・増設した事業者</p> <p>※ 下記の業種の事業を行うための、工場等を新設(増設)し、指定要件を満たす場合に、「指定工場等」と指定します。 指定を受けた事業者は、奨励金を受けることができます。</p>	<p>工場等とは 対象となる業種の事業を行うための工場、作業場、事務所、倉庫等</p> <p>工場等の新設とは 町内に工場等を有しない者が、新たに工場等を設置することをいう。</p> <p>工場等の増設とは 町内に既設の工場等を有する者が、生産の拡充のため工場等を新たに設置し、又は既設の工場等を拡充することをいう</p>
業種	備考
<p>* 製造業            * 情報通信業 * 運輸業            * 卸売業 * 宿泊業 * 学術研究、専門・技術サービス業</p>	<p>業種は統計法に規定する日本標準産業分類(産業分類)による。</p>
指定要件	備考
<p>新設(増設)①又は② ① 投下固定資本(土地除く)2,000万円以上 ② 新規に雇用する従業員10人(増設5人)超</p>	<p>投下固定資本とは 減価償却資産を示し、その取得価格の合計額(建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品)</p> <p>従業員とは 新設(増設)に伴い新たに雇用された者(雇用保険被保険者)</p>

2 奨励金の概要

立地奨励金	備考				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">要件</td> <td>指定要件に同じ</td> </tr> <tr> <td>交付額</td> <td> <p>新設(増設) ①と②のいずれか高い額 (1,000円未満切り捨て)</p> <p>① 用地取得費の25% (限度額3,000万円)</p> <p>② 固定資産評価額×3% (限度額1,000万円)</p> </td> </tr> </table>	要件	指定要件に同じ	交付額	<p>新設(増設) ①と②のいずれか高い額 (1,000円未満切り捨て)</p> <p>① 用地取得費の25% (限度額3,000万円)</p> <p>② 固定資産評価額×3% (限度額1,000万円)</p>	<p>用地取得費とは 工場等の新設(増設)の用に供する土地を取得後、3年以内に指定に係る事業を開始している場合の土地の取得費 (取得手数料その他手続費用を除く)</p> <p>固定資産評価額とは 指定後最初に賦課された固定資産税における固定資産評価額のうち、 家屋及び償却資産の合計額</p>
要件	指定要件に同じ				
交付額	<p>新設(増設) ①と②のいずれか高い額 (1,000円未満切り捨て)</p> <p>① 用地取得費の25% (限度額3,000万円)</p> <p>② 固定資産評価額×3% (限度額1,000万円)</p>				

雇用奨励金		備 考
要件	指定要件及び 新設(増設) ①及び②を満たすこと。 新規に雇用した従業員のうち、 工場等の操業後(増設完了後)1年経過の日までに ① 3箇月以上七戸町に住所を有すること。 ② 雇用期間が3箇月を超えること。	従業員とは 新設(増設)に伴い新たに雇用された者 (雇用保険被保険者)  増設完了後とは 増設部分の運転開始又は稼働開始後
交付額		
新設(増設) 1年目(1回目) 要件を満たす従業員1人につき10万円  2年目(2回目) 前回からの増員数×10万円  3年目(3回目) 前回からの増員数×10万円  (限度額1指定工場等につき500万円)		
操業奨励金		備 考
要件	指定要件に同じ	固定資産税の特別措置に関する条例により、 課税免除を受けた場合を除く。
交付額		
新設(増設) ・指定後に課される固定資産税相当額 ・3箇年度		

様式等はこちらをダウンロードしてお使いください。

七戸町企業立地促進条例施行規則 様式集(様式第1号～第13号)ワードファイル

七戸町企業立地促進条例施行規則 様式集(様式第1号～第13号)PDFファイル

※申請の前に、一度ご相談ください。

問合せ先 企画調整課 ☎68-2940